㈤　上記㈠～㈢の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

①　現場打ちボックスカルバート工の施工実績を有すること。(門型、アーチ、パイプ形式のカルバートは除く。また、道路・鉄道の用途であること。)

②　現場打ちボックスカルバート工の施工実績を有すること。(門型、アーチ、パイプ形式のカルバートは除く。)

③　地山掘削時の補助工法として、パイプルーフ工法の施工実績を有すること。

④　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。

なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200ｍｇ／Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

ただし、上記の①、③、④及び②、④は同一工事である必要はない。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

なお、専任補助者を配置する場合、専任補助者は下記②に掲げる同種工事の要件を満たす工事現場に従事した経験に加え、下記①、③、④、⑤に示す資格を有する者であること。要件を満たさない場合は、入札への参加は認めない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㈠　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸①、③及び④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㈡　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸①、③及び④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㈢　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸①、③に掲げる工事の経験を有する者であること。代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、平成19年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑸④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㈣　上記㈠～㈢の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

㈤　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈥　配置予定技術者が、評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる（詳細は入札説明書による。）。

③　配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による。）。

⑤　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

⑥　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑦　専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者は、以下の㈠又は㈡のいずれかの要件を満たす施工経験があること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係わる経験である場合においては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものは除く。

㈠　専任補助者を配置する各配置予定技術者について、該当する上記②㈠～㈢の同種工事の要件を満たす工事現場に従事した経験を有する者であること。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

㈡　過去５年間（平成29年４月１日から技術資料の提出期限日まで。）に、沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）の現場代理人もしくは監理（主任）技術者としての施工経験があること。

⑺　沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む。）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む。）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑿　技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒁　添付を義務付けた資料及び記載内容が確認できる資料の添付がない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして不合格とする。また、参考見積書が提出されなかった場合も不合格とする。(規格や数量など、記載を求めている項目が抜けている場合も同様とする。)

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書等により、下記⑥１）に示す一次審査を実施し審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）に追加する。